

Ⅲ 騒音関係

1 騒音規制等に関する基準

(1) 騒音に係る環境基準（平成10環告64）

① 環境基準

ア 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

イ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値（特例）

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。

エ ①の環境基準の基準値の評価方法

- (ア) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
 この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
 (イ) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
 (ウ) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。

オ 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

- (ア) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- (イ) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

② 達成期間等

ア 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。

- (ア) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- (イ) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
ただし、幹線道路を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。
- (ウ) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあつては(ア)及び(イ)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあつては(イ)を準用するものとする。

イ 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間に背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音はその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

ウ 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

③ 環境基準の適用除外

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

④ 地域の類型指定

(平成24年市告示第78号)

該 当 類 型	地 域 の 区 分
AA	該当地域なし 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域等（一部地域を除く。） 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域等（一部地域を除く。） 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域等（一部地域を除く。）
A	
B	
C	

(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

① 環境基準

(昭和50年環告46号)

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

② 地域の類型指定

(昭和52年県告示第406号)

該当類型	地 域 の 区 分	地 域 の 範 囲
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域	新幹線鉄道の軌道中心線（トンネルの部分（両側のトンネルの出入口からトンネルの中央部方向に150メートル以内の部分を除く。）を除く。）から左右両側それぞれ300メートル（橋りょう構造に係る部分については、400メートル）以内の地域（広島車輛基地に係る側線部分（分岐点51イロから軌道の末端までの部分に限る。）については、両端の軌道の中心線（末端から進行方向に300メートルを加えた部分を含む。）から外部方向にそれぞれ300メートル以内の地域及び軌道の中心線の末端を結ぶ線から進行方向に300メートル以内の地域）
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	

③ ①の環境基準の基準値の測定・評価方法

- ア 測定は、新幹線鉄道の上り及び下り列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
- イ 測定は、屋外において原則として地上 1.2メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
- ウ 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
- エ 評価は、アのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
- オ ①の環境基準は、午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

④ 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該目標達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間	
a	80デシベル以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに	
b	70デシベルを超え80デシベル未満の区域	イ	7年以内		開業時から3年以内
		ロ	10年以内		
c	70デシベルを超え75デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内		

- (備考) 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をい、ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄中既設新幹線鉄道、工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは、それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
- (1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
 - (2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
 - (3) 新設新幹線鉄道 (1)及び(2)を除く新幹線鉄道
- 3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

(3) 自動車騒音の要請限度

(騒音規制法第17条、平成12年総令第15)

① 基準値

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲)	75デシベル	70デシベル

- (備考) 1 a区域：専ら住居の用に供される区域
b区域：主として住居の用に供される区域
c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
- 2 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物(以下「住居等」という。)が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、原則として1.2mとする。
- 3 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行ものとする。
- 4 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 5 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

② 区域の区分の定め

(平成24年市告示第75号)

区域の区分	区域の範囲
a 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域等（一部地域を除く。）
b 区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域等（一部地域を除く。）
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域等（一部地域を除く。）

(4) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

① 規制基準

(平成24年市告示第75号、県条例施行規則別表第11)

区域の区分		時間の区分	許容限度（デシベル）		時間	区分
種別	地域		騒音規制法	広島県県生活環境保全等に関する条例		
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域等（一部地域を除く。）	昼間	50	50	6:00 8:00	朝
		朝・夕	45	45		
		夜間	45	45	18:00 22:00	昼 間 夕
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域等（一部地域を除く。）	昼間	55	55		
		朝・夕	50	50		
		夜間	45	45		
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域等（一部地域を除く。）	昼間	60	65	22:00 6:00	夜 間
		朝・夕	60	65		
		夜間	50	55		
第4種区域	工業地域等（一部地域を除く。）	昼間	70	70		
		朝・夕	70	70		
		夜間	60	65		

備考

- 騒音の測定場所は、特定工場等の敷地の境界線上で行うものとする。
- 「これらに相当する地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域のうち、騒音の指定地域に指定された地域をいう。

② 騒音関係の特定施設

番号	施設の名称	規模又は能力		用途
		騒音規制法	広島県生活環境の保全等に関する条例	
1	金属加工機械			
	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの		常温あるいは高温で、回転する2本のロープの間に金属を通過させて圧延し、板材、帯材等をつくる機械
	ロ 製管機械	すべての施設		円筒素材に穴あけを行い、これを圧延して管をつくる機械
	ハ ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が3.75kw以上のもの		金属材料の曲げを行う機械の総称
	ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	すべての施設		水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等加工を行う機械
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294KN以上のもの		被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75kw以上のもの		一对のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械の総称
	ト 鍛造機	すべての施設		金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型する機械
	チ ワイヤフォーミングマシン	すべての施設		線材又は針金を加工してヘヤーピン等の針金属製品をつくる機械
	リ ブラスト（クブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）	すべての施設		鉄片、砂等を鋳物等に向けて噴射し表面を清掃する機械
	ヌ タンブラー	すべての施設		鋳物と多角形の鉄片とを胴体内で回転させ表面を清掃する機械
	ル 高速度切断機	といしを用いるものに限る	といしを用いるものを除く	金属材料を高速回転する円盤の刃に押しつけて切断する機械
	オ やすり目立機		すべての施設	刃の連続的な上下運動により、なめし鉄にやすり目を刻む機械
	ワ 旋盤		原動機の定格出力が3.75kw以上のもの	工作物を主軸とともに回転させ、往復台上にある刃物を前後左右に動かして切削する機械
カ 型削盤			小型工作物の平面を切削する機械（テーブルに工作物を取り付け刃物を往復させて切断を行う。）	
ヨ 平削盤		原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	長大な平面を切削するのに用いる機械（水平に往復運動する台に工作物を固定し、台の往復ごとに運動方向に直角に刃を送って削る。）	
タ 金属研磨機（移動式のものを除く。）		すべての施設	砥石を工具刃先として、精密なもの若しくは硬い金属の加工をする機械	
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	原動機の定格出力が7.5kw未満3.75kw以上のもの	送風機と圧縮機は、原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生するのが圧縮機である。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの		【破碎機】 鉱山での鉱石の破碎、化学工場等における原料及び製品の粉碎に使用 【摩砕機】 鉱山、化学工場などで原料の細、微粉化に使用 【ふるい、分級機】 鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用

番号	施設の名称	規模又は能力		用途
		騒音規制法	広島県生活環境の保全等に関する条例	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	すべての施設		繊維糸を織物として織り上げる機械
5	建設用資材製造機械			
	イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除く。）	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの		コンクリートの材料を集合貯蔵し、所定配合量ずつ計量してコンクリートミキサに投入混練してコンクリートを製造する設備
	ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの		機械作業で骨材を加熱乾燥し、それとアスファルト溶液等を混合してアスファルト合材を生産する設備
	ハ コンクリートブロックマシン		すべての施設	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土木・建築用のブロックを造る機械
6	穀物用製粉機（ロール式のものに限る。）	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの		小麦等を粉砕する機械
7	木材加工機械			
	イ ドラムバーカー	すべての施設		ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの		バーカーで皮むきをした丸太をパルプ原料であるチップ（小削片）に切削する機械
	ハ 碎木機	すべての施設		砂岩等の円筒型砥石を回転させ、皮むきした丸太を押し付けて製紙用の木材粉をつくる機械
	ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kw以上、木工用にあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	木工用のものに限って原動機の定格出力が2.25kw未満0.75kw以上のもの	エンドレスの帯状ののこを高速回転させ木材を切断する機械
	ホ 丸のこ盤	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの		丸のこを高速回転させて木材を切断する機械
	ヘ かな盤	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	原動機の定格出力が2.25kw未満0.75kw以上のもの	木材の凹凸の表面を平坦化する、塗料のための仕上げ面を得る等のために木材表面を削る機械
8	抄紙機	すべての施設		パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で、長いロール状となった紙が製造される
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	すべての施設		印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布などに刷り写す機械
10	合成樹脂用射出成形機	すべての施設		加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成型を行う機械
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	すべての施設		鋳物砂を型に入れ振動・圧縮等で突き固め鋳型を造る機械
12	ダイカストマシン		すべての施設	アルミニウム、銅、亜鉛等及びそれらの合金を熔融したものを圧力によって金型に押し込んで鋳造する機械
13	オシレートコンベア		すべての施設	未冷却鋳物を振動させながら運搬するコンベア
14	電動発電機		すべての施設	交流電動機に直流発電機を直結させて運転し、交流を直流に交換する整流装置（鋳物溶解の熱源として使用）

(5) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

① 規制基準

(昭和43年厚生省・建設省告示第1号、平成24年市告示第75号)

特定建設作業の区分	音の大きさの許容限度	禁止される作業時間	1日の作業の許容時間	連続作業の許容期間	休日作業の禁止
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85デシベル	第1号区域 午後7時～翌日の午前7時	第1号区域 10時間	6日以内	日曜日その他の休日には行わないこと
びょう打機を使用する作業					
さく岩機を使用する作業					
空気圧縮機を使用する作業					
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業		第2号区域 午後10時～翌日の午前6時	第2号区域 14時間		
バックホウを使用する作業					
トラクターショベルを使用する作業					
ブルドーザーを使用する作業					

(備考) 1 第1号区域とは、特定工場等の騒音の指定地域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。

第2号区域とは、特定工場等の騒音の指定地域のうち第1号区域以外の区域をいう。

2 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

② 騒音関係の特定建設作業

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

2 振動規制等に関する基準

(1) 道路交通振動の要請限度

(振動規制法第16条、同法施行規則別表第2)

区域の区分		時間の区分	昼間 (7:00~19:00)	夜間 (19:00~7:00)
第1種区域	特定工場等の騒音の指定地域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域		65デシベル	60デシベル
第2種区域	特定工場等の騒音の指定地域の区分が第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域		70デシベル	65デシベル

(備考) 1 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

2 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。

3 振動レベルは、5秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

(2) 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

① 規制基準

(平成24年市告示第76号)

区域の区分	区域の範囲	時間の区分	許容限度(デシベル)
第1種区域	騒音指定地域の区域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域の範囲	昼間	60
		夜間	55
第2種区域	騒音指定地域の区域の区分が第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域の範囲	昼間	65
		夜間	60

時間	区分
7:00	昼間
19:00	
7:00	夜間

② 振動関係の特定施設

番号	施設の名称	規模又は能力	用途
1	金属加工機械		
	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	すべての施設	水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等加工を行う機械
	ロ 機械プレス	すべての施設	被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
	ハ せん断機	原動機の定格出力が1kw以上のもの	一对のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械の総称
	ニ 鍛造機	すべての施設	金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型する機械
	ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの	線材又は針金を加工してヘヤーピン等の針金製品をつくる機械
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	送風機と圧縮機は、原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生するのが圧縮機である。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	【破碎機】 鉱山での鉱石の破碎、化学工場等における原料及び製品の粉碎に使用 【摩砕機】 鉱山、化学工場などで原料の細、微粉化に使用 【ふるい、分級機】 鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	すべての施設	繊維糸を織物として織り上げる機械
5	建設用資材製造機械		
	ハ コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のもの	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土木・建築用のブロックを造る機械
	ニ コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの	コンクリートを管又は柱状の型枠に流し込み、その型枠を長軸に沿って回転させ、その遠心力によって均質な柱及び管を造る機械
	ホ コンクリート柱製造機械		
6	木材加工機械		
	イ ドラムバーカー	すべての施設	ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの	バーカーで皮むきをした丸太をパルプ原料であるチップ（小削片）に切削する機械
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの	印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布などに刷り写す機械
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のもの	生ゴム、合成樹脂をロールで練りほぐし、そこへ加硫用の硫黄など種々の配合薬品を加え練りあげる機械
9	合成樹脂用射出成形機	すべての施設	加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成型を行う機械
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る）	すべての施設	鋳物砂を型に入れ振動・圧縮等で突き固め鋳型を造る機械

(3) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

① 規制基準

(振動規制法施行規則別表第1、平成24年市告示第76号)

特定建設作業の区分	振動の大きさの許容限度	禁止される作業時間	1日の作業の許容時間	連続作業の許容期間	休日作業の禁止
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	75デシベル	第1号区域 午後7時 ～ 翌日の午前7時	第1号区域 10時間	6日以内	日曜日その他の休日には行わないこと
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		第2号区域 午後10時 ～ 翌日の午前6時	第2号区域 14時間		
舗装版破碎機を使用する作業					
ブレーカーを使用する作業					

(備考) 1 第1号区域とは、特定工場等の振動の指定地域のうち、特定工場等の騒音の指定地域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80メートルの区域をいう。

第2号区域とは、特定工場等の振動の指定地域のうち第1号区域以外の区域をいう。

2 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

② 振動関係の特定建設作業

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

3 音響機器音等に関する規制

音響機器音・学校等周辺・深夜騒音・拡声放送・風俗営業等の規制

(広島県生活環境の保全等に関する条例)

項目	内 容				適用除外
	区 域 の 区 分		時間の 区 分	許容限度 (デシベル)	
	種 別	地 域			
音響機器音	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	昼間	50	条例第62条 1 法令により認められた事項のためにするとき 2 広報その他で公共のためにするとき 3 時報(午後11時から午前5時までの間に報ずるものを除く。)のためにするとき 4 祭礼、盆おどりその他社会生活において相当と認められる一時的行事のためにするとき
			朝夕	45	
			夜間	45	
	第2種区域	(1) 第1種区域のうち併用軌道の敷設のある道路の境界線から20メートル以内の地域 (2) 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域	昼間	65	
			朝夕	55	
			夜間	50	
	第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域のうち、併用軌道の敷設のある道路及び幅員11メートル以上の道路の境界線から20メートル以内の地域	昼間	75	
			朝夕	65	
			夜間	60	
拡声放送	屋外に向け、又は屋外で営業宣伝を行う者についての遵守事項 1 禁止期間 5月～8月 午後9時～午前7時 その他の期間 午後8時～午前7時 2 継続時間 1時間につき45分を超えて放送しないこと。 (移動して行う場合を除く) 3 競合 50メートル以内の距離で異なる放送を同時に行わないこと。 4 高さ制限 地上8メートル以上の高さから放送しないこと。				
学校の校周等辺	学校、図書館、児童福祉施設又は病院その他の医療施設の周辺において、その教育、利用、保育又は医療に支障がある騒音を発してはならない。				
深夜騒音	午後11時から午前5時までの間は、屋内、屋外のいずれから発する場合においても、近隣の家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発してはならない。				
風の俗営業業者等	風俗営業、興行場営業又は飲食店営業の営業者は、営業のため、音響機器音を直接屋外に向けて発してはならない。				

(備考) 1 時間の区分

朝：午前5時から午前8時まで 昼間：午前8時から午後7時まで

夕：午後7時から午後11時まで 夜間：午後11時から翌日の午前5時まで

2 騒音の測定場所は、音源からその周辺の建物(現に人が起居し、または業務を行っているものに限る。)に至る最短距離の位置(移動して行う拡声放送にあっては、その音源から10メートルの位置)とする。

3 拡声放送により営業宣伝を行う場合の音量の基準は、音響機器に定める音量に5デシベルを加えた音量とする。

4 騒音・振動関係特定施設の届出状況

(平成25年3月31日現在)

届出の種類		騒音規制法		広島県生活環境の保全等に関する条例		振動規制法	
番号	施設	特定施設総数	特定工場等総数	特定施設総数	特定工場等総数	特定施設総数	特定工場等総数
1	金属加工機械	130	20	186	26	93	19
2	空気圧縮機及び送風機	577	65	184	42	248	47
3	土石、鉱物用破碎機等	11	4	0	0	14	5
4	織機	0	0	0	0	0	0
5	建設用資材製造機械	11	3	4	2	6	2
6	穀物用製粉機	1	0	0	0	0	0
7	木材加工機械	264	38	148	33	23	14
8	抄紙機	0	0	0	0	0	0
9	印刷機械	60	13	0	0	48	7
10	ゴム練用等のロール機	0	0	0	0	0	0
11	合成樹脂射出成形機	71	5	0	0	65	4
12	鑄造型機	0	0	0	0	8	1
13	ダイガストマシン	0	0	0	0	0	0
14	オシレートコンベア	0	0	0	0	0	0
15	電動発電機	0	0	1	0	0	0
合 計		1,125	148	523	103	505	99

区域別特定工場数

(平成25年3月31日現在)

届出の種類	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	合計
騒音規制法	3	49	72	24	148
広島県生活環境等に関する条例	1	45	46	11	103
振動規制法	34	65	-	-	99

注 振動規制法の区域の区分は第1種区域及び第2種区域の2区分しかありません。

5 騒音測定結果

騒音レベル24時間測定結果(その1)

測定年月日		平成24年12月11日(火)~12日(水)				測定地点		NO.9地点		
測定場所		廿日市市宮島口西1丁目3-38(一般国道2号)								
測定時間		天候	時間区分	等価騒音レベル(dB)						
開始時刻	終了時刻			等価騒音レベル	時間率騒音レベル					
					L _{Aeq}	L _{A5}	L _{A10}	L _{A50}	L _{A90}	L _{A95}
12:00	13:00	晴	昼間	72.9	78	76	71	58	55	86.6
13:00	14:00	晴		72.9	78	76	71	62	59	88.3
14:00	15:00	晴		72.5	77	76	71	62	59	86.0
15:00	16:00	晴		72.7	78	76	71	61	57	87.9
16:00	17:00	晴		72.2	77	76	70	59	56	88.1
17:00	18:00	晴		71.5	76	75	70	60	58	86.3
18:00	19:00	晴		72.2	77	76	70	57	54	86.3
19:00	20:00	晴		72.2	77	76	70	55	53	86.2
20:00	21:00	晴		72.6	78	76	70	54	53	88.2
21:00	22:00	晴		72.2	78	76	69	52	51	87.1
22:00	23:00	晴	夜間	72.0	78	76	67	53	51	87.2
23:00	0:00	晴		71.5	78	76	62	50	50	85.9
0:00	1:00	晴		71.1	78	76	60	50	50	88.2
1:00	2:00	晴		70.7	78	76	57	50	50	88.7
2:00	3:00	晴		71.4	79	76	58	40	38	88.0
3:00	4:00	晴		70.9	79	76	55	38	37	86.3
4:00	5:00	晴		71.7	79	77	59	40	38	88.0
5:00	6:00	晴		72.2	79	77	63	42	40	87.1
6:00	7:00	晴		72.9	78	77	70	54	50	86.7
7:00	8:00	晴		72.8	77	76	71	60	55	88.4
8:00	9:00	晴	昼間	73.0	78	77	71	59	56	87.4
9:00	10:00	晴		73.1	78	77	71	60	57	85.6
10:00	11:00	晴		73.2	78	77	71	61	56	88.1
11:00	12:00	晴		73.2	79	77	71	60	56	88.4
基準時間帯平均レベル				72.7	77.6	76.3	70.5	58.4	55.3	88.4
				71.5	78.5	76.3	60.1	45.4	44.3	88.7

(注) 1.基準時間帯別平均騒音レベルは、等価騒音レベルはエネルギー平均、時間率騒音レベルは算術平均により求める。L_{Amax}は、時間区分ごとの最大値。

2.等価騒音レベルの測定下限値は、28dB未満である。

6 交通量調査結果

交通量調査結果(その1)

調査年月日	平成24年12月11日(火)～12日(水)					調査地点	No.1	調査場所	廿日市市宮島口西1丁目3-38									
方向別	交通量(台/10分間)															大型車混入率		
	上り(大竹→広島方面)					下り(広島→大竹方面)					合計					%		
調査時間	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	大型車Ⅰ	大型車Ⅱ	小型車	二輪車	計	上り	下り	計
15:00～15:10	30	10	95	3	138	19	20	112	3	154	49	30	207	6	292	29.6	25.8	27.1
22:00～22:10	17	7	44	0	68	17	0	61	1	79	34	7	105	1	147	35.3	21.8	27.9
1:00～1:10	19	2	18	0	39	18	0	17	0	35	37	2	35	0	74	53.8	51.4	52.7
10:00～10:10	29	10	107	3	149	21	8	111	2	142	50	18	218	5	291	26.7	20.7	23.4
合計	95	29	264	6	394	75	28	301	6	410	170	57	565	12	804	31.5	25.1	28.2